

日本地熱協会 規約

(名称)

第1条 本会は、日本地熱協会 [英語名； Japan Geothermal Association (JGA)]と称する。

(目的)

第2条 本会は、わが国 地熱発電事業の健全なる普及推進を図ることを目的とする。

(事務所)

第3条 本会は、事務所を首都圏内に置く。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地熱発電全般に関する調査研究
- (2) 政府その他関係機関に対する提言と陳情
- (3) 地熱発電全般に係る会員相互の情報交換
- (4) 地熱発電事業に対する理解の促進と広報
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 本会は次の会員により構成する。

- (1) 正会員：本会の目的に賛同し会費を納める法人または団体
- (2) 特別会員：本会の目的に賛同する法人または団体であって、理事会の推薦を受け、総会で決定されたもの

(入退会)

第6条 正会員の入会は加入の申し込み、および理事会の決議により決定される。ただし、入会申込書を提出する際、当協会正会員3社の推薦状を添付するものとする。
退会はその旨を届け出ることにより自由にできるものとするが、すでに納入した入会金および会費は返還しない。

総会において除名の決議がされたときは、当該正会員もしくは特別会員は自動的に退会となり、この場合もすでに納入した入会金および会費は返還しない。

(会費)

第7条 会費は年額30万円をすべての正会員が負担する。正会員の入会金は15万円とする。特別会員の会費、入会金の額は、減免を含め、総会で決定する。

(役員)

第8条 本会に12名以内の理事と2名の監事を置く。理事の中から会長1名と副会長2名以内を選任する。

(役員の選任)

第 9 条 理事及び監事に関し、理事会は、広く会員から自薦他薦を問わず候補者を募り、会員は、候補の理由を添えて理事会に候補者を通知する。

- 2 理事会は、第 1 項による候補者のほか、自らが推薦する候補者を選定することができ、これら全ての候補者から最終的な候補者を決定することができる。
- 3 理事会は、第 2 項により決定した候補者を総会に提案し、総会は、当該候補者を承認することにより、理事及び監事を選任する。また、理事会は、理事の中から会長を選任し、会長は、理事の中から副会長を選任する。

(役員の任期)

第 10 条 会長、副会長、理事、監事の任期は、選任後 2 年の最終の事業年度に関する定期総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。また、補欠又は増員により選任された者の任期は、前任者又は他の在任者の任期の残存期間と同一とする。

(役員の職務および権限)

第 11 条 役員の職務および権限を以下のとおりとする。

- (1) 理事は理事会を構成し、本会の業務の執行を決定する。
- (2) 会長は本会を代表し、本会の業務を総理する。
- (3) 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (4) 監事は、理事の職務執行を監査し、監査報告を作成する。また、理事および第 26 条に定める事務局に対して事業の報告を求め、本会の業務および会計の状況について調査することができる。

(役員の解任)

第 12 条 会長、副会長、理事もしくは監事が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき

(総会)

第 13 条 総会は、定期総会および臨時総会とする。定期総会は毎年 1 回 5 月に開催する。臨時総会は会長が必要と認めた場合、または $1/3$ 以上の正会員からの請求があった場合に開催する。

(総会の招集、成立)

第 14 条 総会は会長が招集し、その議長となる。総会は、正会員の $1/2$ 以上の出席をもって成立する。

(総会の議決)

第 15 条 総会における議決権は各正会員に 1 票とし、出席正会員の過半数をもって可

決とする。但し、可否同数の場合は、議長がこれを議決する。

(総会の決議事項)

第 16 条 総会の決議事項は以下のとおりとする。

- (1) 本会運営の基本方針に関すること
- (2) 規約の制定、変更
- (3) 理事・監事の選任および解任
- (4) 事業計画、事業報告の承認
- (5) 会費の額およびその徴収方法
- (6) 予算・決算の承認
- (7) 会員の除名
- (8) その他、本会運営に関する重要事項

(理事会)

第 17 条 理事会は会長、副会長、理事、監事をもって構成する。会長は理事会を四半期毎に 1 回招集するものとし、その他必要に応じ招集することができる。議長は会長が務める。

(理事会の成立)

第 18 条 理事会は、構成員の 1/2 以上の出席をもって成立する。なお、理事は予め指名する者を代理人として理事会に出席させ、議決権を行使することができる。

(理事会の決議事項)

第 19 条 理事会は、本会の業務執行に関する重要な事項を審議決定する。また、総会付議事項は、理事会の承認を受けることを原則とする。

(理事会の議決)

第 20 条 理事会における議決権は各理事に 1 票とし、出席理事の過半数をもって可決とする。但し、可否同数の場合は、議長がこれを議決する。監事は議決権を行使できないが、理事会で意見を述べることができる。

(顧問)

第 21 条 会長が必要と認めるときは、理事会の承認を得て、若干名の顧問を置くことができる。顧問は、地熱に関する高度な見識等を有する者で、会長の諮詢に応じて意見を具申する。顧問の任期は 1 年とする。但し、再任を妨げない。

(運営委員会)

第 22 条 本会の効率的な業務執行を図るため、運営委員会を設置する。運営委員会は 20 名以内の運営委員により構成される。会長は正会員から運営委員を選出・任命し、その中から運営委員会委員長 1 名、同副委員長 2 名以内を選出・任命する。運営委員の任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。

(運営委員会委員長)

第 23 条 運営委員会委員長は、運営委員会の運営、および本会の業務執行を統括する。

(専門部会)

第 24 条 本会は、必要に応じて運営委員会の中に専門部会を置くことができる。

(倫理委員会)

第 24 条の 2 本会は、倫理委員会を置くことができる。倫理委員会の組織、権限等については、倫理規程で定める。

(会計)

第 25 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。本会の各会計年度における経費は、その年度の会費収入、およびその他の収入にて支弁する。

(事務局)

第 26 条 本会の事務を処理するために事務局を置く。事務局に関する規程は理事会において定める。事務局長は会長が任命する。

(解散)

第 27 条 本会は、総会の決議により解散する。解散の決議は、正会員総数の 3/4 以上が出席した総会において、出席者全員の同意により、これを決する。

第 28 条 本規約に定めのない事項については、誠意をもって協議し、解決する。

(付則)

1. 初年度の会計年度は第 25 条の規定にかかわらず、本会設立の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。なお、初年度の年会費は 15 万円とする。
2. 本会設立時に選任された役員の任期は、第 10 条の規定にかかわらず、次の定期総会までとする。
3. 本規約は平成 24 年 12 月 4 日より実施する。

平成 24 年 12 月 4 日

(附則)

1. 本規約改正は平成 27 年 5 月 20 日より施行する。

平成 27 年 5 月 20 日

(附則)

1. 本規約改正は平成 28 年 5 月 25 日より施行する。

平成 28 年 5 月 25 日

(附則)

1. 本規約改正は平成 30 年 5 月 23 日より施行する。

平成 30 年 5 月 23 日

(附則)

1. 本規約改正は令和元年 5 月 29 日より施行する。

令和元年 5 月 29 日

(附則)

1. 本規約改正は令和 3 年 5 月 19 日より施行する。

令和 3 年 5 月 19 日

(附則)

1. 本規約改正は令和 5 年 5 月 24 日より施行する。

令和 5 年 5 月 24 日